FIT制度・FIP制度

再生可能エネルギー電子申請

操作マニュアル
【廃止届出登録】
太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス

第２９版　２０２６年7月２４日

1-1.ログイン/ログアウト

申請手続き等を行う場合

再生可能エネルギー電子申請ホームページ

にアクセスし、ログインを行います

※対応ブラウザ： Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari

ログイン方法

FIT制度・FIP制度

再生可能エネルギー電子申請

[ログイン]をクリックします

ログイン画面へ進みます

※旧システムにてログインID・パスワードを付与されている方は、当該ログインID・パスワードにて、本システムにログインできます

電子申請は[PDF]又は[ZIP]形式にて[ファイル]を添付し、申請を行います

[PDF]又は[ZIP]形式にてファイルの添付ができない方
こちらを参照の上、申請書類を紙面にて提出します

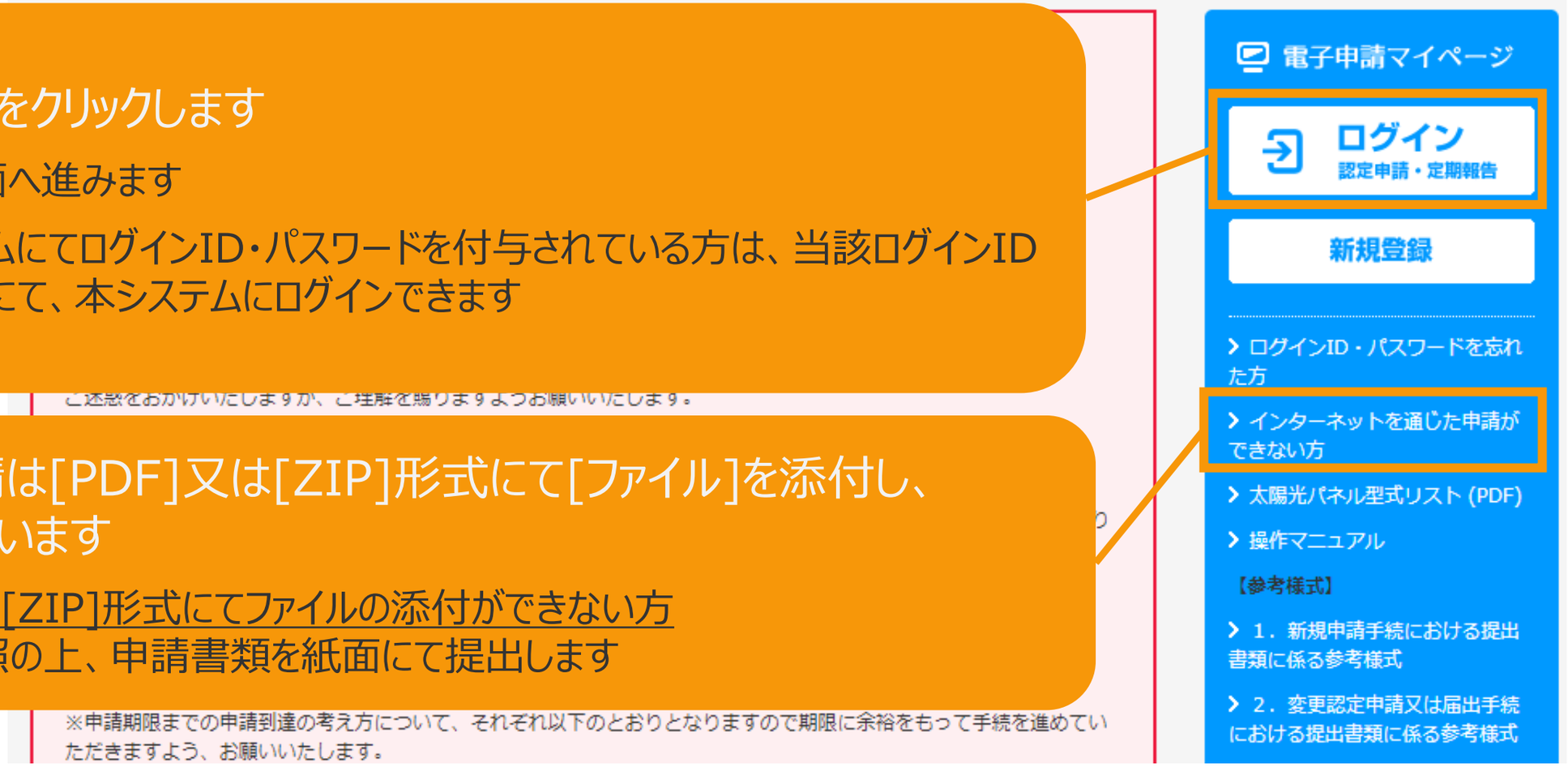

1-1.ログイン/ログアウト

発行済みのユーザ名、パスワードを入力します

ログイン方法

FIT制度・FIP制度

再生可能エネルギー電子申請

ログイン

(1)新規の設備認定申請を行う際には、必要書類のファイル（PDF、ZIP）が必須となります。
ファイル添付ができない場合は申請ができませんので、ご注意ください。

(2)平成28年度までに認定を受けている方は、設備認定申請を行った際に付与（設備設置者のＩＤ・パスワードは、手続を行った登録
ログインＩＤ・パスワードにてログインをお願いいたします。

ログインID	abcd1234
パスワード	

› パスワードを忘れた方はこちら

対応ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari

1 [ユーザ名](半角英数字)
[パスワード](半角英数字)
を入力します

2 ログイン

[ログイン]をクリックします
マイページ画面が表示されます

初めての方はこちらからユーザ登録ができます。 › 新規登録へ

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

1-1.ログイン/ログアウト

[ログイン]に成功するとマイページが表示されます

再生可能エネルギー電子申請

› ログアウト

マイページ | 認定設備 | 認定申請 | 定期報告 | ユーザ情報 | システムに関する問い合わせ

メニュー

- 新規認定申請入力 ›
- 認定申請一覧 ›
- 認定設備一覧 ›
- みなし認定設備一覧 ›
  28年度までに認定を受けた方は初めにこちらより移行手続を行ってください。（設備ＩＤが「Ｆ」で始まる設備を除く。）
- 提出一覧 ›

詳細情報は、「認定申請一覧」画面にて検索を行うことで確認できます。
※左記メニューの「認定申請一覧」のリンクをクリックすることにより「認定申請一覧」画面に遷移できます。

※各申請状態の詳細は以下の一覧表をご確認ください。
申請状態一覧.pdf

各変更手続きによって、変更可能な申請項目が異なりますので、ご注意ください。
以下の一覧表をご確認頂き、変更する内容に応じた変更手続きを行ってください。
各変更手続きの変更対象項目一覧表.pdf

利用規約 | プライバシーポリシー

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

2-1.廃止届出手続/共通

マイページにログインしている状態で操作を行います

再生可能エネルギー電子申請

ログアウト

マイページ | 認定設備 | 認定申請 | 定期報告 | ユーザ情報 | システムに関する問い合わせ

メニュー

- 新規認定申請入力 ›
- 認定申請一覧 ›
- 認定設備一覧 ›
- みなし認定設備一覧
  28年度までに認定を受けた方は初めにこちらより移行手続を行ってください。
  （設備ＩＤが「Ｆ」で始まる設備を除く。） ›
- 提出一覧 ›

詳細情報は、「認定申請一覧」画面にて検索を行うことで確認できます。
※左記メニューの「認定申請一覧」のリンクをクリックすることにより「認定申請一覧」画面に遷移できます。

※各申請状態の詳細は以下の一覧表をご確認ください。
申請状態一覧.pdf

各変更手続きによって、変更可能な申請項目が異なりますので、ご注意ください。
以下の一覧表をご確認頂き、変更する内容に応じた変更手続きを行ってください。
各変更手続きの変更対象項目一覧表.pdf

利用規約 | プライバシーポリシー

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

2-2.廃止届出手続/共通

廃止手続を行います

再生可能エネルギー電子申請

ログアウト

マイページ | 認定設備 | 認定申請 | 定期報告 | ユーザ情報 | システムに関する問い合わせ

メニュー

- 新規認定申請入力 ›
- 認定申請一覧 ›
- 認定設備一覧 ›
- みなし認定設備一覧
  28年度までに認定を受けた方は初めにこちらより移行手続を行ってください。
  （設備ＩＤが「Ｆ」で始まる設備を除く。） ›
- 提出一覧 ›

詳細情報は、「認定申請一覧」画面にて検索を行うことで確認できます。
※左記メニューの「認定申請一覧」のリンクをクリックすることにより
「認定申請一覧」画面に遷移できます。

※各申請状態の詳細は以下の一覧表をご確認ください。
申請状態一覧.pdf

各変更手続きによって、変更可能な申請項目が異なりますので、ご注意ください。
以下の一覧表をご確認頂き、変更する内容に応じた変更手続きを行ってください。
各変更手続きの変更対象項目一覧表.pdf

利用規約 | プライバシーポリシー

経済産業省　資源エネル

[認定設備]をクリックします

<u>認定設備画面へ進みます･･･P.6へ</u>

みなし認定移行手続きを行っていない設備は［みなし認定設備一覧］をクリックします

<u>みなし認定設備一覧画面へ進みます･･･P.10へ</u>

2-2.廃止届出手続/認定設備

メニューの選択をします

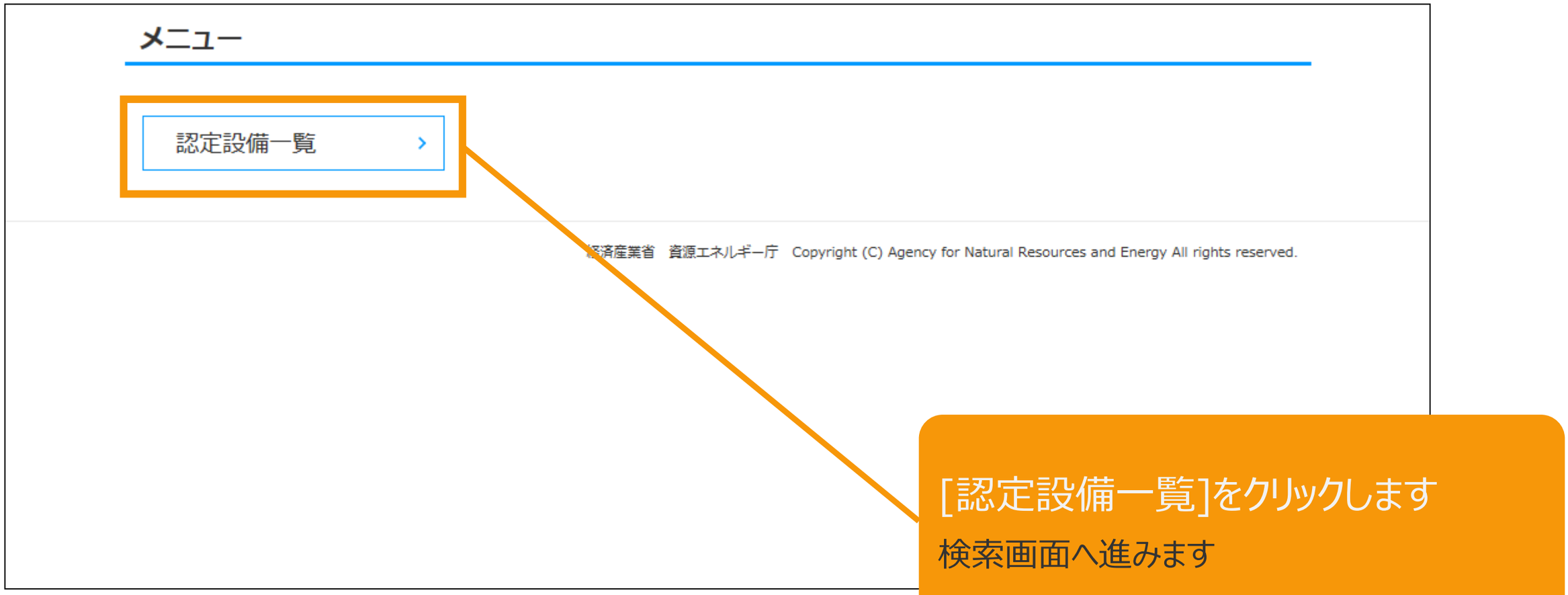

2-2.廃止届出手続/認定設備

認定設備一覧で検索を行います

任意で該当設備の情報を選択、又は入力します

※未入力でも検索ができます

[検索]をクリックします

画面下部に検索結果が表示されます

2-2.廃止届出手続/認定設備

該当設備を選択します

認定設備一覧

発電設備の区分　太陽光

出力区分　--なし--

認定状態　--なし--　認定法区分　-- すべて --

発電設備の設置場所　部分一致

事業者名　部分一致

申請の認定日　2017/04/01　～　2017/05/01

設備ID

検索

[参照]をクリックします

該当認定設備情報の詳細画面へ進みます

1件中1件～1件まで表示

No	認定状態	認定法区分	発電設備の区分	出力区分	設備ID	発電設備の設置場所	事業者名	発電設備の出力(kW)	申請の認定日 ↑	発電設備の名称	
1	認定中	FIT	太陽光	10kW以上50kW未満	A*********	東京都千代田区千代田１－１－１	資源　太郎	20.0kW	2017年05月31日	資源太陽光発電	参照

1件中1件～1件まで表示

<< < 1 > >>

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

2-2.廃止届出手続/認定設備

表示された該当認定設備の画面下部の「廃止届出」ボタンを押下します

	内線番号： 112233
保守点検及び維持管理計画	毎週水曜
保守点検及び維持管理費用総額（円）（税抜き）	150,000
廃棄等費用	廃棄等費用の総額（円）（税抜き）： 20,000 廃棄等費用の算定方法： 150000-130000 積立開始時期： 201404 積立終了時期： 202103 毎月積立金額（円）（税抜き）： 25,000

「廃止届出」ボタンをクリックします

廃止届出手続･･･P.13へ

2-3.廃止届出手続/みなし認定設備

みなし認定設備一覧で検索を行います

2-3.廃止届出手続/みなし認定設備

該当設備を選択します

みなし認定設備一覧

発電設備の区分 --なし--

出力区分 --なし--

認定状態 --なし--

発電設備の設置場所 部分一致

事業者名 部分一致

申請の認定日 2017/04/01 ～ 2017/05/01

設備ID

検索

1件中1件～1件まで表示

<< < 1 > >>

No	認定状態	発電設備の区分	出力区分	設備ID	発電設備の設置場所	事業者名	発電設備の出力（kW）	申請の認定日 ↑	発電設備の名称	
1	認定中	太陽光	10kW以上50kW未満	＊＊	東京都港区新橋２２２２	ぱたん　じゅういち	5.0kW	2019年02月15日	太陽光　１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満　屋根貸し	参照

1件中1件～1件まで表示

<< < 1 > >>

[参照]をクリックします

該当認定設備情報の詳細画面へ進みます

2-3.廃止届出手続/みなし認定設備

表示された該当認定設備の画面下部の「廃止届出」ボタンを押下します

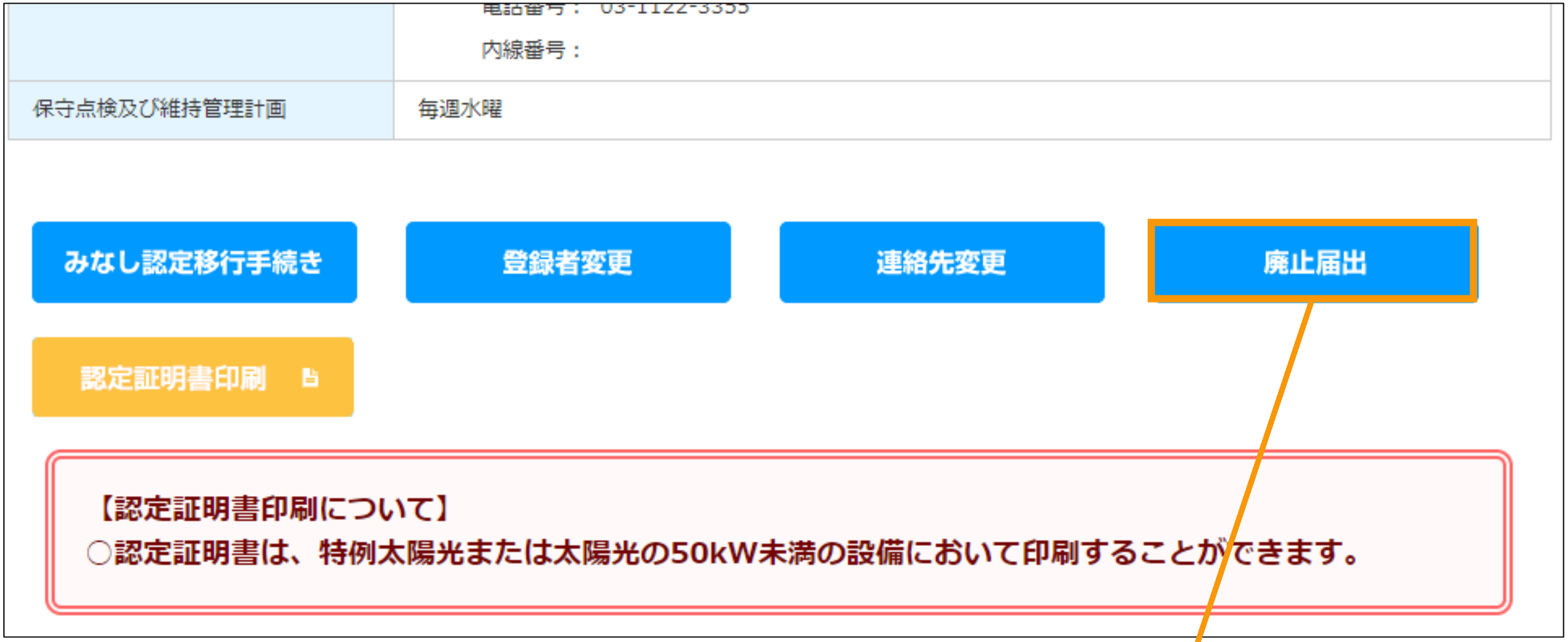

「廃止届出」ボタンをクリックします

廃止届出手続･･･P.13へ

2-4.廃止届出手続/情報入力[廃止情報]

該当設備情報が表示されます

※下記画面サンプルは一部省略しています

【廃止届出】入力項目

廃止情報・・・P.17へ

- 廃止日
- 設備廃棄予定日
- 廃止理由
- 調達期間終了後の設備の用途
- 事業廃止後の土地の用途
- 市場取引等により供給する事業への移行

2-4.廃止届出手続/情報入力[事業者情報]

[事業者情報]を入力します(1/2)

[事業者情報を編集する]を選択した場合（個人の場合）

事業者情報

	変更前	変更後	
事業者自身が入力されていますか？	本人	本人	
事業者情報を編集する		☑	編集可能な項目は限定されているため、編集可能な項目以外を編集したい場合は、別途変更認定申請か事後変更届出を行ってください。
設備利用者区分	屋根貸しに該当しない	屋根貸しに該当しない	
事業者のログインID	*****	*****	
法人個人区分	個人	個人	
事業者名 必須	姓（ふりがな） けいざい 名（ふりがな） たろう 姓 経済 名 太郎	姓（ふりがな） けいざい 名（ふりがな） たろう 姓 経済 名 太郎	[全角文字] 「氏名」を入力してください。 ※電力会社との電力受給契約と同じ名義を記載してください。 ※本項目以下の設置者情報について、子メーター計測による設備の申請である場合は、既存認定発電設備の設置者情報と同一の内容を入力してください。 ※入力できない文字がある場合は、カタカナで入力してください。 ※外国人の方は、証明書等に記載されている姓名と同様に入力してください。Midlle Nameがある方は、姓名のどちらかに全角スペース区切りで入れてください。 ※ふりがなは、ひらがなで入力してください。
事業者の住所（郵便番号）	〒 105－0004	〒 105－0004	
事業者の住所 必須	ふりがな： とうきょうとみなとくしんばし 都道府県： 東京都 市区町村： 港区 町名・番地： 新橋１－１－１ 変更前の住所： 東京都港区新橋１－１－１	ふりがな とうきょうとみなとくしんばし 都道府県： 東京都 市区町村： 港区 町名・番地： 新橋１－１－１	[全角文字]
電話番号	03-1234-5678	03-1234-5678	

[姓（ふりがな）]
[名（ふりがな）]
[事業者の住所（ふりがな）]
の変更

※【事業者情報を編集する】を選択すると、編集することができます
※編集可能な項目は限定されているため、編集可能な項目以外を編集したい場合は、別途変更認定申請か事後変更届出を行ってください

2-4.廃止届出手続/情報入力[事業者情報]

[事業者情報]を入力します(2/2)

[事業者情報を編集する]を選択した場合（法人・公共法人の場合）

事業者か？	本人	本人	
事業者情報を編集する		☑	編集可能な項目は限定されているため、編集可能な項目以外を編集したい場合は、別途変更認定申請か…ください。
設備利用者区分	屋根貸しに該当しない	屋根貸しに該当しない	
事業者のログインID	*****	*****	
法人個人区分	法人	法人	
事業者名 必須	事業者名（ふりがな） かぶしきがいしゃまるさんかくしすてむず 事業者名 株式会社〇△システムズ	事業者名（ふりがな） かぶしきがいしゃまるさんかくしすてむず 事業者名 株式会社〇△システムズ	[全角文字] 「事業者名」… ※電力会社と…記載してくだ… ※企業名は「…「株式会社」… ※本項目以下…ーター計測…は、既存…の内容を… ※入力でき…ナで入力して… ※ふりが…い。
法人番号 必須	0123456789012 法人番号未取得 ☐	0123456789012 法人番号未取得 ☐	[半角数字13桁…
法人の代表者氏名 必須	役職： 代表取締役 ふりがな： とうきょうほうじん　たろう 氏名： 東京法人　太郎	役職 代表取締役 ふりがな とうきょうほうじん　たろう 氏名： 東京法人　太郎	[全角文字] 「代表権のある…さい。 入力できない文字がある場合は、カタカナで入力してください。
事業者の住所（郵便番号）	〒 105－0004	〒 105－0004	
事業者の住所 必須	ふりがな： とうきょうとみなとくしんばし 都道府県： 東京都 市区町村： 港区 町名・番地： 新橋１－１－１ 変更前の住所： 東京都港区新橋１－１－１	ふりがな とうきょうとみなとくしんばし 都道府県： 東京都 市区町村： 港区 町名・番地： 新橋１－１－１	[全角文字]
法人の代表電話番号 必須	01-2222-3333	01-2222-3333	[半角数字] ハイフンつきの半角数字を入力してください。

[事業者名（ふりがな）]
[法人の代表者氏名（役職）]
[法人の代表者氏名（ふりがな）]
[事業者の住所（ふりがな）]
[法人の代表電話番号]
の変更

※【事業者情報を編集する】を選択すると、編集することができます
※編集可能な項目は限定されているため、編集可能な項目以外を編集したい場合は、別途変更認定申請か事後変更届出を行ってください

2-4.廃止届出手続/情報入力[廃止情報]

[廃止情報]を入力します(1/4)

2-4.廃止届出手続/情報入力[廃止情報]

[廃止情報]を入力します(2/4)

[廃止情報]の入力

廃止に関する情報を入力します
※運転開始済みでない方は、設備撤去日、設備廃棄日、交付期間又は調達期間終了後の設備の用途の入力は不要です。

廃止情報

設備撤去日 必須	2017/05/01	
設備廃棄日 必須	2017/05/01	
廃止理由 必須		二重申請をして片方の発電設備を廃止する場合は、存続させる設備IDを入力してください。電力会社と受給契約を結んでいる設備IDを廃止しないようにご注意ください。
交付期間又は調達期間終了後の設備の用途 必須	売電継続 売電先 売電開始日 2017/05/01 売電終了日 2017/05/01 売電発電出力（kW） 売電単価（円/kW）	[半角数字(小数点第1位まで)] 小数第2位以下は切り捨てて、小数第1位まで入力してください。

2-4.廃止届出手続/情報入力[廃止情報]

[廃止情報]を入力します(3/4)

太陽光の場合

[太陽光発電設備の場合の諸費用の報告]の入力

それぞれに要した費用等の情報を入力します。
運転開始済み設備の廃止届出の場合、合計欄は必ず入力してください。

太陽光発電設備の場合の諸費用の報告

①仮設工事費		万円（税抜き）
②解体・撤去・処分費		万円（税抜き）
・太陽電池モジュール		
☐ リユース		万円（税抜き）
対象の部品・素材等		
☐ リサイクル		万円（税抜き）
対象の部品・素材等		
☐ 産廃処理		万円（税抜き）
・架台		万円（税抜き）
・基礎		万円（税抜き）
○ コンクリート置		
○ スクリュー杭		
○ その他		
・その他設備（パワーコンディショナ、モニター等）		万円（税抜き）
③整地工事費		万円（税抜き）
④その他諸経費（一般管理費等）		万円（税抜き）
合計（①＋②＋③＋④）		万円（税抜き）

「太陽電池モジュール（リユース、リサイクル、産廃処理の処分方法の分類ごと）」「架台」「基礎」「その他設備」の分類ごとに、解体、撤去・運搬、最終処分等までに要した費用の総額を入力してください。

リユース又はリサイクルを行った場合はその部品・素材等を入力してください。

有価売却の場合は、当該売却によって得た収益を差し引いた金額（マイナスになる場合はマイナス）を入力してください。

2-4.廃止届出手続/情報入力[廃止情報]

[廃止情報]を入力します(4/4)

[廃止情報]の入力

廃止に関する情報を入力します

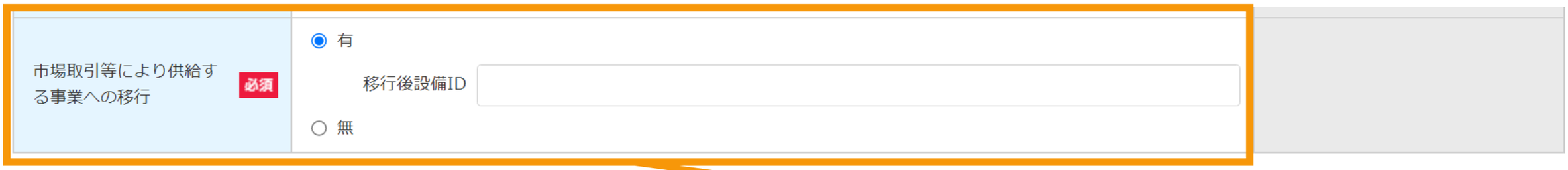

[市場取引等により供給する事業への移行]を選択します

市場取引等により供給する事業への移行にともなって廃止する場合は、
【有】を選択し、認定を受けた移行後設備IDを入力してください

2-4.廃止届出手続/情報入力[代行登録者情報]

[代行登録者情報]を入力します

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

「代行登録者情報」タブをクリックします

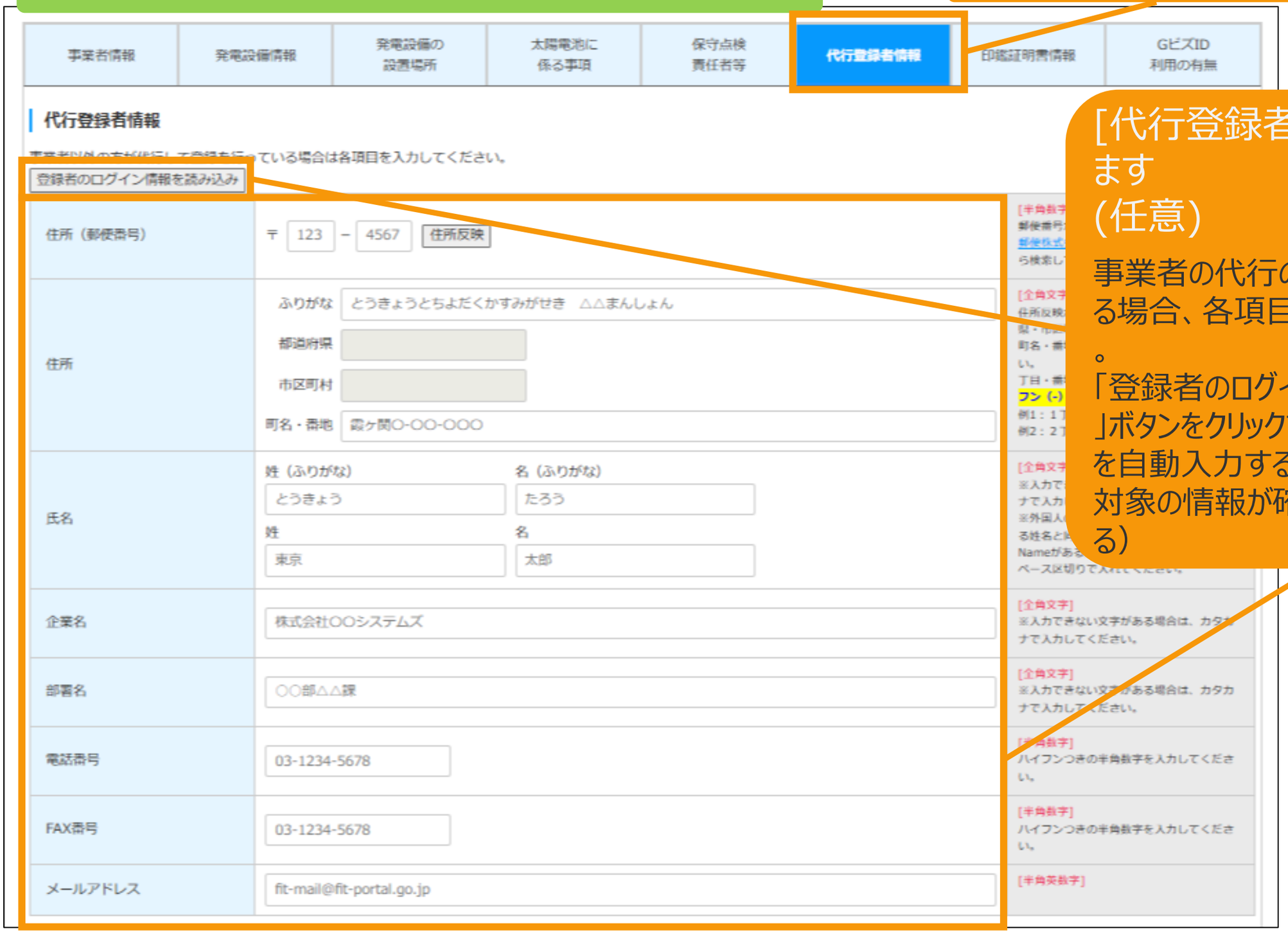

[代行登録者情報] を入力します
（任意）

事業者の代行の方が登録をしている場合、各項目を入力してください。

「登録者のログイン情報を読み込み」ボタンをクリックすると、ログイン情報を自動入力することもできます。（対象の情報が確認できるものに限る）

2-4.廃止届出手続/情報入力[印鑑証明書情報]

「印鑑証明書情報」タブをクリックします

[印鑑証明書情報]を入力します

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

印鑑証明書情報

名義人	1	東京　太郎
日付	2	2017/05/01
印刷番号（法務局発行のみ）	3	12345678
発行主体（法務局発行のみ）	4	○○法務局△△出張所

法務局発行印鑑証明書サンプル

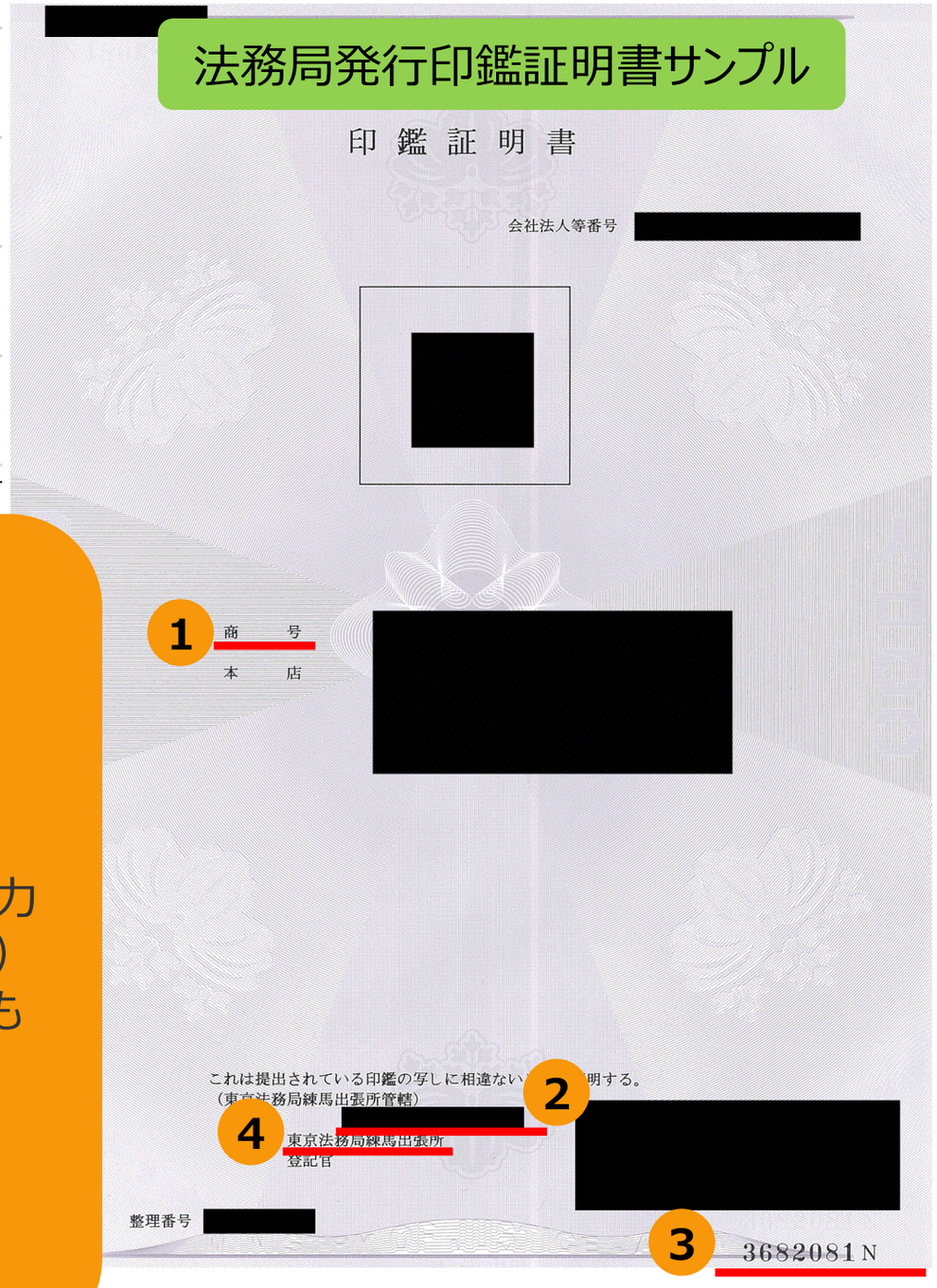

[名義人]、[日付]、
[印刷番号（法務局発行のみ）]、
[発行主体（法務局発行のみ）]を入力します(任意)

印鑑証明書を提出する場合、印鑑証明書の記載内容から入力してください
※印鑑証明は手続きごとに取得が必要です
※**法務局発行**の印鑑証明書を提出する場合は、**印刷番号**と**発行主体**も入力してください（右側のサンプルに付した番号に該当する項目に入力してください）
※印鑑証明書は申請日より３ヶ月前から当該申請日までの間に発行されたものに限るとなっておりますのでご注意ください。
※上記期間に該当しない日付はエラーとなります。
※発行主体は省略せずに最後まで正しく入力してください。

記載例：東京法務局練馬出張所
神戸地方法務局西宮市局

2-4.廃止届出手続/情報入力[確認事項]

確認事項を確認し、GビズID利用の有無を選択します

確認事項

下記の確認事項について、登録者ではなく
なお、本システムでご記入いただいた住所
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関

※事業者の名義等を無断で使用し、申請を

（利用目的）
・収集した情報は、本サイトが提供するサ
・収集した情報は、申請いただいた内容は
省等に転送することがあります。
・収集した情報は、官民データ活用推進基本法でのオープンデータ基本指針に基づき、①個人情報が含まれるもの、②国や公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの、③法人や個人の権利利益を害するおそれがあるもの等、公開することが適当でない情報を除いたものをオープンデータと定義し、API公開の是非を検討する可能性があります。API公開を行う場合には、特定の個人・法人を識別できないように、及びその作成に用いる保有個人・法人情報を復元して特定の個人・法人を再識別することができないように加工して行うものとします。

1 ☐ 上記利用目的に同意します。

☐ 当該申請を巡り、事業者と登録者の間に生じた紛争については、国は一切関知せず、責任も及ばないことに同意します。

確認事項をよく確認した上で、チェックボックスにチェックを入れて下さい

確認事項について登録者ではなく事業者本人が確認し事業者の同意を十分に得た上で登録手続きを行って下さい

※確認事項全てに同意いただけない場合は申請を行うことはできません

「GビズID利用の有無」タブをクリックします

事業者情報	発電設備情報	発電設備の設置場所				印鑑証明書情報	GビズID利用の有無

※太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合のみ
GビズIDの利用の有無について、該当の選択肢を選択して下さい

GビズID利用の有無

当該申請での、GビズIDの利用の有無について該当の選択肢を選択して内容確認へ進んでください。

※GビズIDを利用する場合、内容確認画面から次の画面へ進む際にGビズIDの認証が必要になります。
※GビズIDを利用しない場合、書類添付画面で必要な書類が異なります。「必要となるGビズID、印鑑証明書等」をご確認ください。

2 ○ GビズIDを利用します。
● GビズIDを利用しません。

戻 る

3 内容確認

「内容確認」ボタンをクリックします

内容確認画面へ進みます

※この時点ではまだ申請手続きは完了していません

2-5.廃止届出手続/内容確認

入力した[廃止情報]を確認します

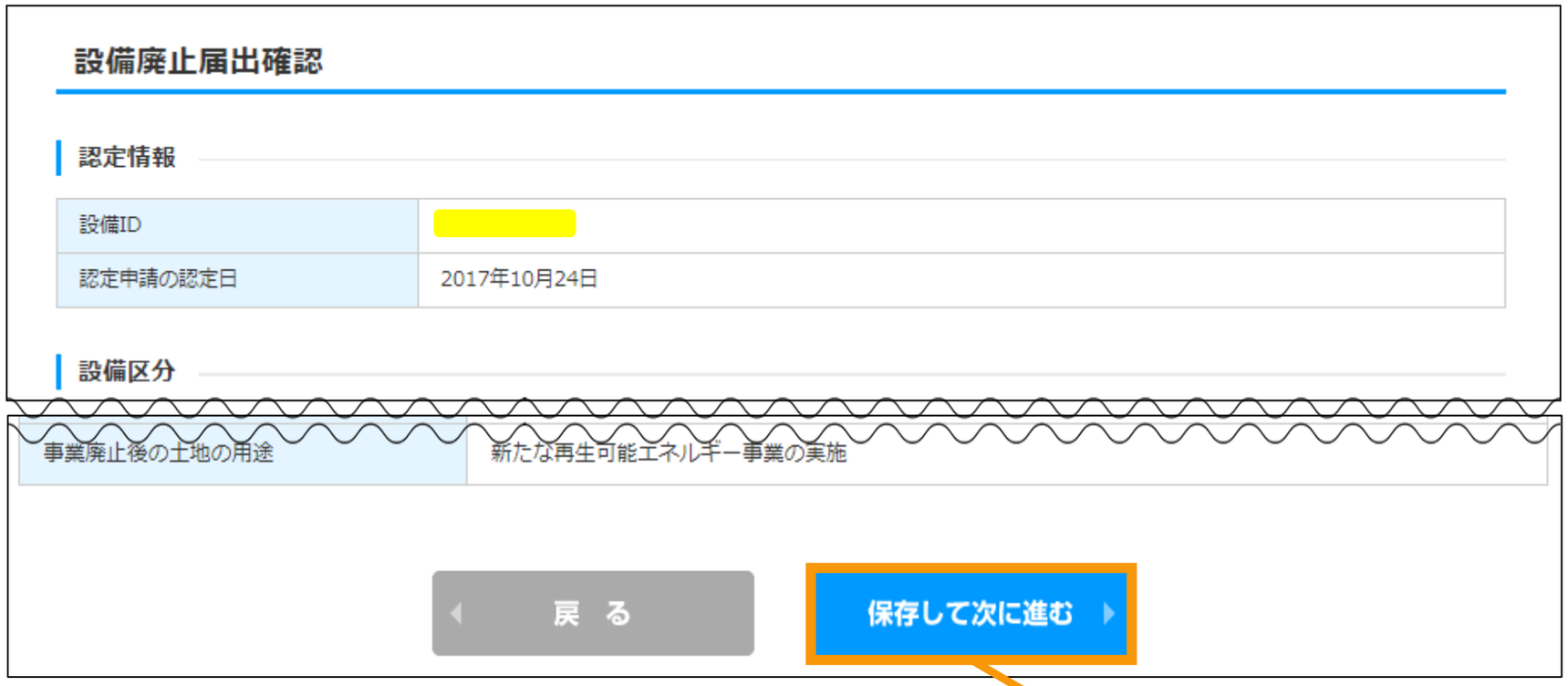

「保存して次に進む」ボタンをクリックします

●太陽光10kW未満かつ、運転開始報告日（GIO）が登録されている場合、
◎マニュアルP.24へ進みます。

●太陽光50kW未満の場合、
◎マニュアルP.28へ進みます。

●それ以外の場合
◎GビズIDの利用の有無で[GビズIDを利用します]を選択した場合：マニュアルP.27へ進みます。
◎GビズIDの利用の有無で[GビズIDを利用しません]を選択した場合：マニュアルP.28へ進みます。

※修正する場合は「戻る」ボタンをクリックします

2-6.廃止届出手続/設置場所入力

代表地番以外の発電設備の設置場所を入力します。

太陽光（特例太陽光）10kW未満かつ、
運転開始報告日（GIO）が登録されている場合

代表地番は本画面では編集できません。
情報入力画面で編集してください。

「追加」：複数の[設置場所]を登録する際に使用します
「コピー」：作成している情報を複製します
「削除」：対象の情報を削除します
(1件の場合と代表地番は削除できません)

「一括追加」：入力された件数分、行を追加します。
「一括コピー」：入力された件数分、行を複製します。
※以下の場合5件追加、コピーします。

2-6.廃止届出手続/設置場所入力

郵便番号表記のない場所に、発電設備を設置する場合

2-6.廃止届出手続/設置場所入力

代表地番以外の発電設備の設置場所を入力します

1画面に最大200件まで表示・入力が可能です。
200件以上を入力する場合は「一時保存(次ページ)」を押下し、次画面で追加してください。
※前の200件を表示・編集する場合は「一時保存(前ページ)」で戻ることが可能です。

「保存して次に進む」ボタンをクリックします：**マニュアルP.28へ進みます。**

2-7.廃止届出手続/GビズID認証

[GビズIDを利用する]を選択した場合

GビズIDを利用して手続きを行う場合、GビズIDログインをクリックしてGビズID認証を行います。

※当該申請において、すでにGビズID認証を実施した場合（補正内容の修正の際など）は
再度のGビズID認証は不要なためマニュアルP.28へお進みください。

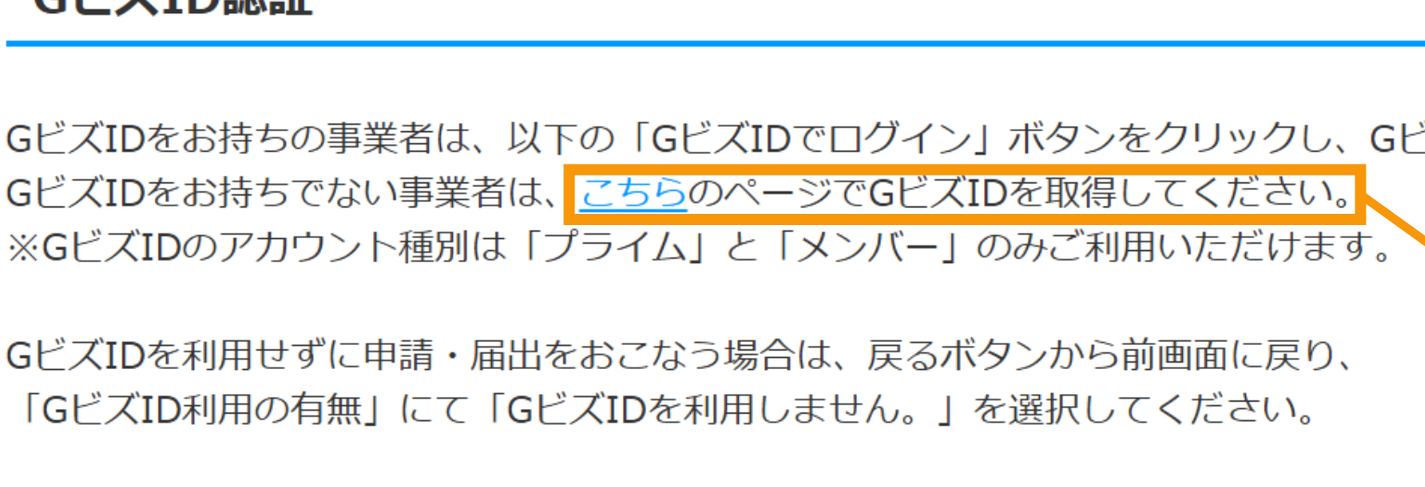

GビズIDを取得したい場合は予め、GビズIDのサイト（https://gbiz-id.go.jp/top/）からGビズIDを取得してください
※利用できるアカウント種別はプライムとメンバーのみです

GビズIDを利用しない手続きに戻りたい場合は「戻る」ボタンをクリックます

申請内容登録画面に戻ります
※マニュアルP.22に戻り、GビスIDを利用しないを選択してください

GビズIDを利用して手続きを進めます
「GビズIDログイン」ボタンをクリックします

GビズID認証画面に進みます
※GビズID認証方法は【GビズID認証】マニュアルを参照してください
※GビズID認証完了後、マニュアルP.28へお進みください

2-8.廃止届出手続/書類添付

追加・変更する書類を添付します

必須書類は必ず添付します
（必要書類は次ページを参照してください）

※現在必須の書類のチェックはありませんので、必要書類を確認の上、添付します

※ファイル形式は、[PDF]又は[ZIP]となります
※１つのファイルサイズは、10MB以下にします
※同種のファイルを複数添付する場合、[ZIP]ファイルにて纏めます
　（その際、パスワードは設定しないでください）
※ファイル選択後は必ずアップロードを選択します
※アップロードせずに他のファイルを選択しアップロードするとアップロードしていないファイルは削除されます

書類添付

添付ファイルは、PDFかZIPにしてください。
１つのファイルは、10MB以下にしてください。
１つの枠にファイルは１つしか添付できません。複数のファイルを添付する場合はZIP形式でまとめて添付してください。
ZIP形式にする際は、パスワード設定はしないでください。
ファイルを選択後は必ずファイルをアップロードしてください。
アップロードせずに他のファイルを選択しアップロードするとアップロードしていないファイルは削除されます。
直近に添付されたファイルの内容に変更があり、変更後のファイルを改めて添付する場合には、必ずファイル名を変えてください。
ファイルの容量が大きく添付できない場合は、担当経済産業局に相談してください。

※必要な書類は記載要領を確認してください。

印鑑証明書		
なし	未確認	ファイルを選択 選択されていません アップロード　削除
マニフェスト		

2-8.廃止届出手続/書類添付

必要添付ファイル一覧

書類名	内容
①産業廃棄管理表（マニフェスト）の写し	発電設備を廃棄する場合に添付すること。 収集・運搬業者による署名または押印がなされたマニフェストの写し（事業者名または登録者名、発電設備の設置場所、設備IDなどが記載されている事）、 又は収集・運搬業者若しくは処分業者に引渡しを行ったことを登録したマニフェストの写し（事業者名または登録者名、発電設備の設置場所、設備IDなどが記載されている事）であることが必要。
②設備を売却したことを証する書類	発電設備を中古市場等に売却する場合に添付すること。
③罹災証明書	発電設備が災害等により逸失した場合に添付すること。
④パネルの写真	発電設備を設置済みの場合に、撤去前、撤去工事中、撤去後の写真を添付すること。
⑤事業者の委任状・印鑑証明書	事業者自身が手続きを行っている場合は事業者の印鑑証明書のみ必要。 事業者自身が手続きを行っていない場合は事業者の委任状・印鑑証明書がいずれも必要。 ※GビズIDを利用する場合の必要書類は**【3-1】＜共通＞ 手続き時に必要となるGビズID、印鑑証明書等**をご確認ください。

※設備廃棄の場合は①④⑤、設備売却の場合は②④⑤、罹災した場合は③④⑤（ただし罹災時は撤去前、撤去中の写真は不要）、運転開始前の設備の場合は⑤の資料が必要となります。

※1つの項目について2つ以上添付書類がある場合は、ZIPファイルでまとめてアップロードするか、２つ目以降のファイルを「その他」にアップロードします

2-8.廃止届出手続/書類添付

書類添付方法(例)

添付をする書類の「ファイルを選択」ボタンをクリックします

[ファイルのアップロードウィンドウ]が開きます

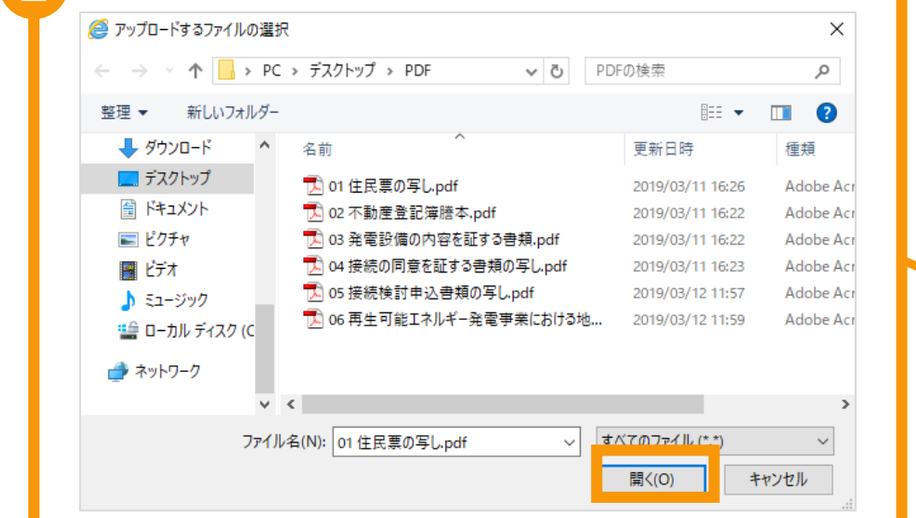

添付するファイルを選択し「開く」ボタンをクリックします

「参照」ボタンの横にファイル名が表示されます

※ファイル形式は[PDF]又は[ZIP]にして下さい

※ファイルサイズは10MB以下にして下さい

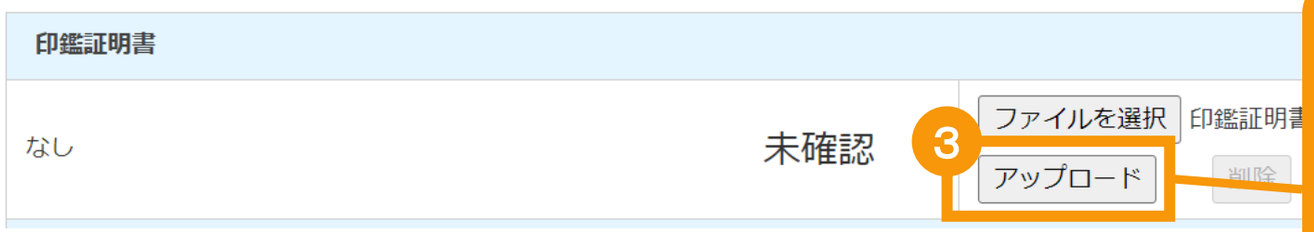

「アップロード」ボタンをクリックします

ファイルがアップロードされます

※ファイルを選択後は必ずアップロードしてください

※アップロードせずに他のファイルを選択しアップロードするとアップロードしていないファイルは削除されます

必ず1ファイルづつアップロードして下さい

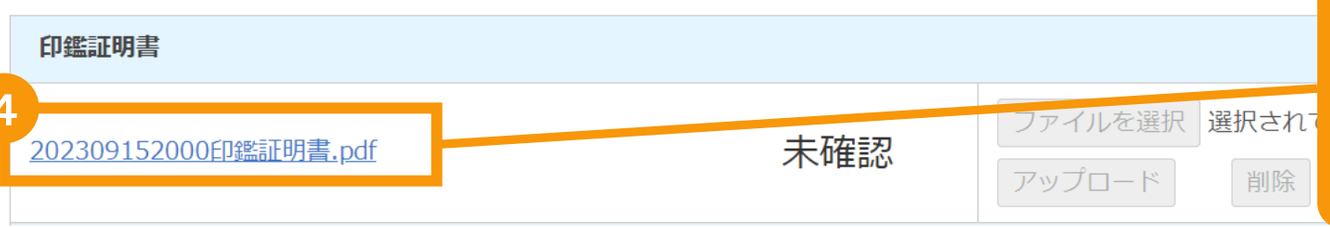

アップロードされたファイルが表示されます

※アップロード後、ファイルの簡易チェックが行われます。簡易チェックが完了するまで当該書類枠でのファイルの再アップロード、削除は行えません。他の書類枠ではアップロード等を行えます。

2-8.廃止届出手続/書類添付

書類添付方法(例)

アップロードファイルの簡易チェックが完了すると、当該書類枠のチェック結果欄に結果が表示されます

※簡易チェックに要する時間は内容によって多少前後いたします。
※簡易チェック中も他の書類枠でのアップロード等は行えます。
※他の書類枠でアップロード等を行うか、画面下部の画面更新ボタンをクリックすることで更新されます。
※長時間経過しても結果が更新されない場合は「**システム操作に関するお問い合わせ窓口**」へお問い合わせください

※簡易チェックの結果は「**添付〇**」か「**添付×**」のいずれかで表示されます。
※「**添付×**」となった場合は適切なファイルをアップロードできていないことになりますので正しいファイルでアップロードをし直してください。
※一つでも「**添付×**」の書類枠がある場合は次ページ以降の手続きには進めませんのでご注意ください。
※「**添付〇**」となった場合でもその後の正式な審査の過程において不備となる場合もございますので予めご了承ください。

2-8.廃止届出手続/書類添付

変更する書類を添付後、「申請」または「保存して次に進む」ボタンをクリックします

●太陽光（特例太陽光）50kW未満の場合

「申請内容確認（申請書出力）」ボタンをクリックします

注意メッセージが表示されます

申請書出力へ進みます・・・P.33へ

●太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

「保存して次に進む」ボタンをクリックします

ポップアップが表示されます・・・P.34へ

●共通

※必要な書類を全て添付し、添付した書類枠のすべての簡易チェックが「添付○」となっていることを確認していただいてからそれぞれボタンをクリックしてください

※必須ではなく添付をしていない書類枠は「未確認」のままでも問題ありません

※申請内容の修正に戻る場合は「戻る」ボタンをクリックしてください

2-8.廃止届出手続/申請内容確認・申請

申請書出力後、「申請」ボタンをクリックして申請を行います

※**太陽光50kW未満の手続き**では、申請確定前に必ず申請書を出力していただきます。
必要に応じて申請書のフォーマットで入力した内容を確認することができます。
出力した申請書は**入力した内容の確認のみに利用**していただけます。**（郵送等の対応は不要です。）**

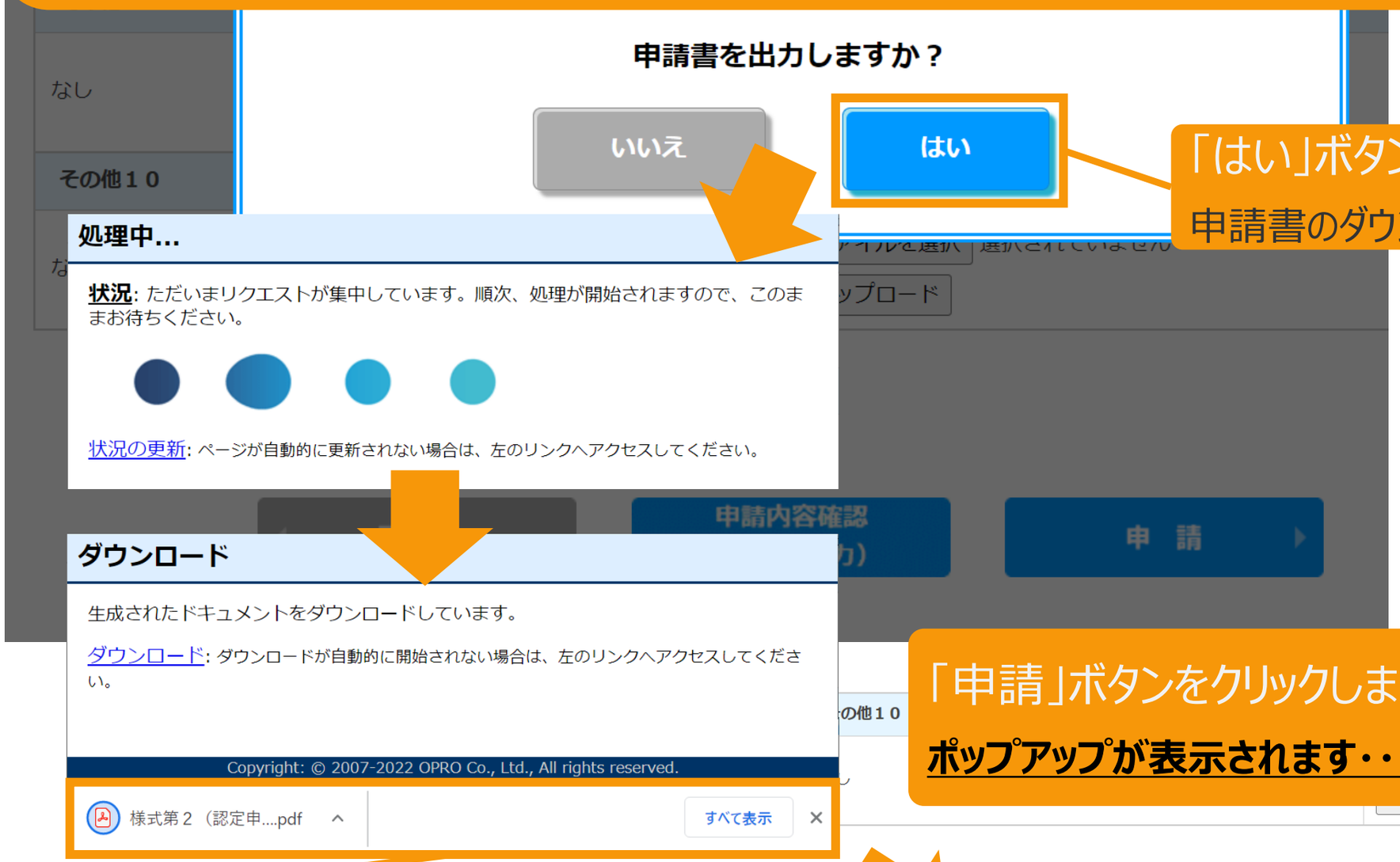

2-8.廃止届出手続/申請内容確認・申請

太陽光50kW未満の場合

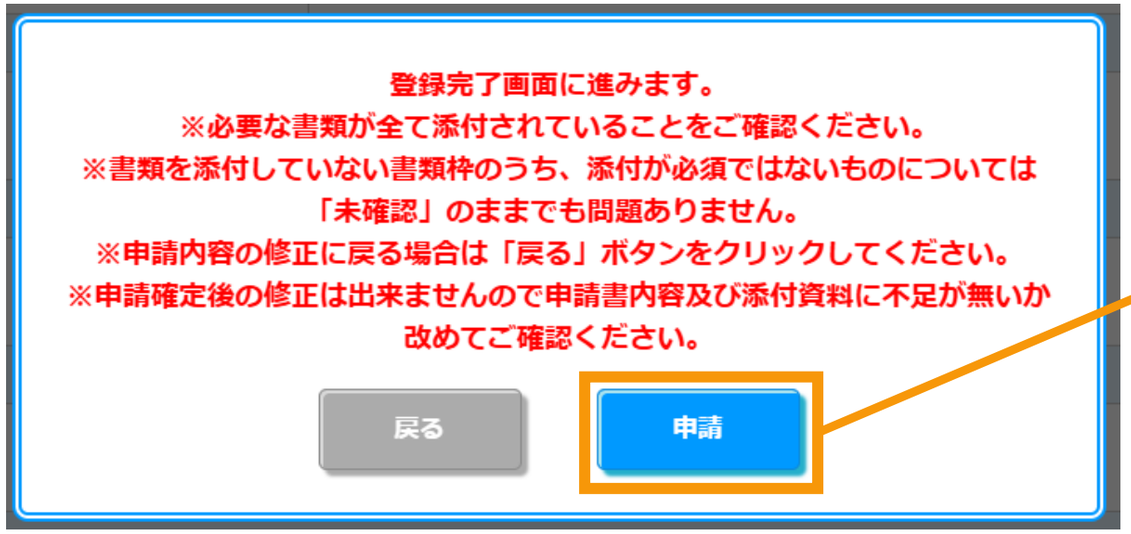

ポップアップで表示される注意事項を確認して問題なければ「申請」ボタンをクリックします

登録完了画面に進みます

登録者と事業者が同一または
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスなしの場合・・・P.35へ

登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスありの場合・・・P.36へ

※修正する場合は「戻る」ボタンを押します

太陽光50kW未満以外の場合

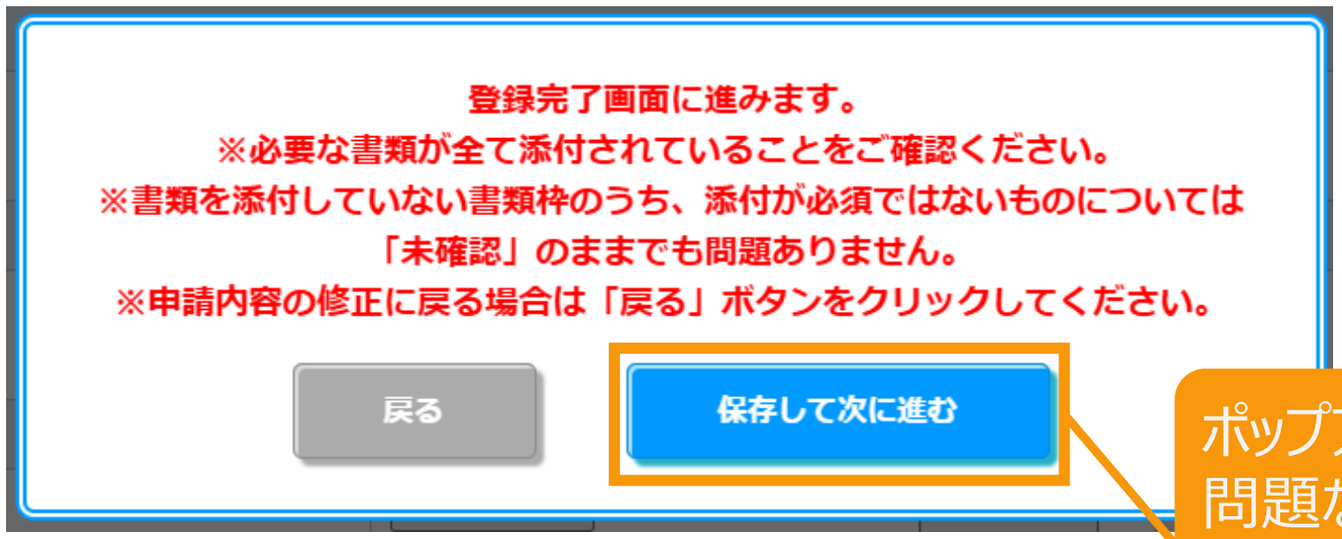

ポップアップで表示される注意事項を確認して問題なければ「保存して次に進む」ボタンをクリックします

仮登録完了画面に進みます・・・P.40へ

2-9.廃止届出手続/登録完了

登録完了画面が表示され、廃止届出登録が完了となります

太陽光（特例太陽光）50kW未満かつ、
登録者と事業者が同一または
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスが登録されていない場合

2-10.廃止届出手続/仮登録完了

登録完了画面が表示され、廃止届出登録の仮登録が完了となります。

※代行登録を行っている場合、事業者の承諾が必要になりますので

次ページ以降の手順で承諾を行います。

太陽光（特例太陽光）50kW未満かつ、
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスが登録されている場合

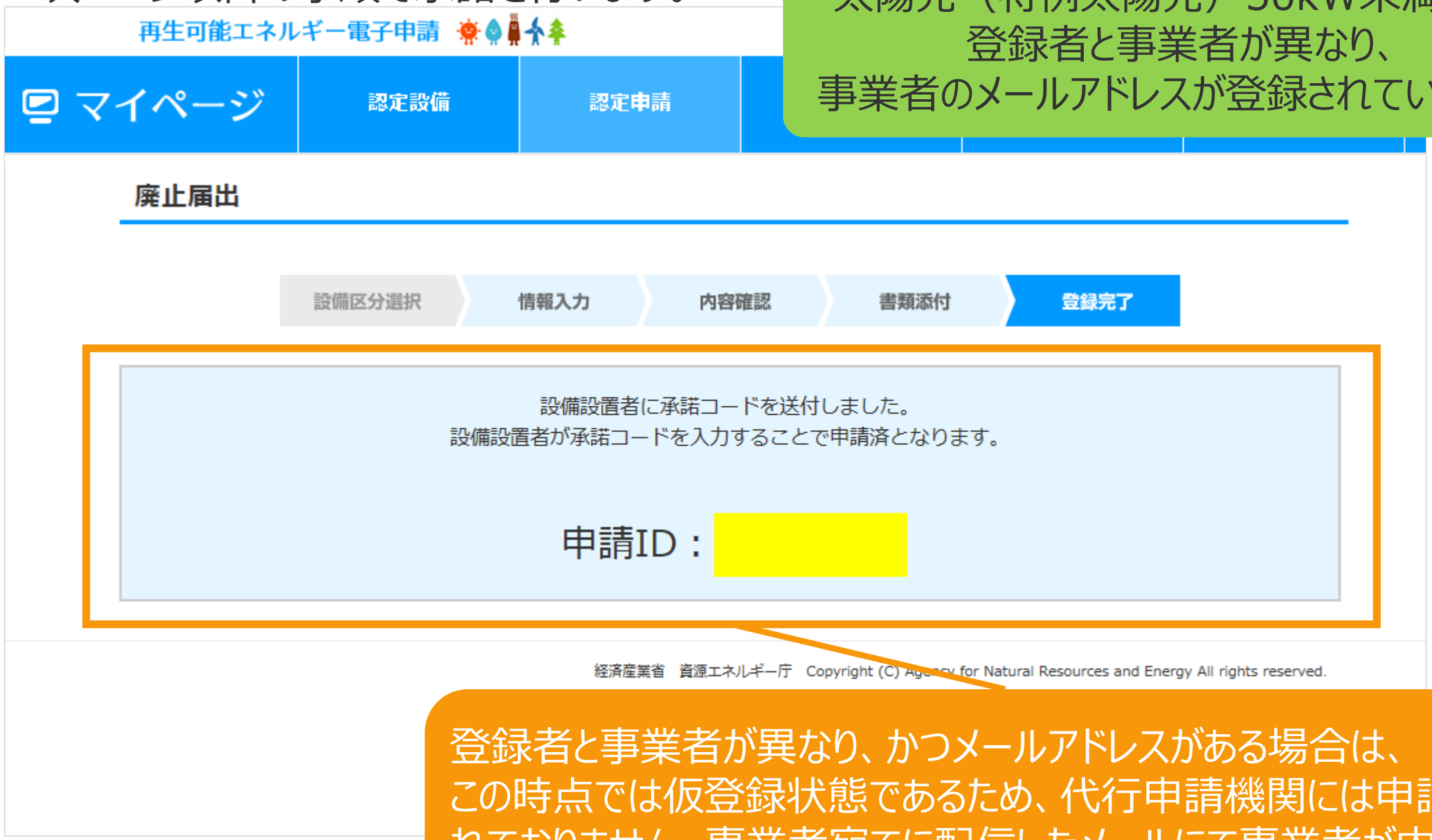

登録者と事業者が異なり、かつメールアドレスがある場合は、
この時点では仮登録状態であるため、代行申請機関には申請がなされておりません。事業者宛てに配信したメールにて事業者が内容を確認の上、承諾コードを入力することで申請となります。

2-10.廃止届出手続/事業者による承諾

太陽光（特例太陽光）50kW未満かつ、
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスが登録されている場合

事業者の方に手続していただく手順となります

事業者には「fit-mail@fit-portal.go.jp」から
[内容確認のお知らせ]のメールが配信されます。
記載している【操作手順】に沿って手続きをしていただきます。

内容確認のお知らせメール(例)

再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の内容確認のお知らせ

＊＊＊＊様

ＪＰＥＡ代行申請センターです。

＊＊＊＊様より代行申請（届出）されました、再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の内容について、下記の【操作手順】に記載された手順に従い、ご確認・ご承諾をお願いいたします。

＊＊＊＊様の承諾がされましたら、承諾内容に対して審査を開始させていただきます。

【操作手順】

１．下記の電子申請マイページのログイン画面で、下記ログインIDとパスワードを入力し、ログインしてください。

電子申請マイページログイン画面→https://www.fit-portal.go.jp/mypage/UserLogin

ログインID：＊＊＊＊

パスワード：ご自身で登録されたパスワードを入力してください。

（2016年度以前の旧システムでのパスワードをお持ちの方は、新システムでの初回のログイン時に旧システムのパスワードを入力いただき、その後新システムでのパスワードに変更していただく必要があります。新システムのパスワードは、12桁以上で数字、大文字、小文字、および特殊文字を全て含めた組み合わせのパスワードとなります。パスワードをお忘れの方は、以下のパスワード再発行画面よりパスワードを再発行してください。パスワード再発行画面→https://www.fit-portal.go.jp/mypage/ForgotPassword）

２．マイページ画面が表示されますので、「認定申請一覧」をクリックしてください。

３．認定申請一覧画面で、下記の申請IDを入力し、ページ左下の「検索」をクリックしてください。

申請ID：＊＊＊＊

４．ページ下部に、該当する事業計画が表示されますので、右側にある「参照」をクリックしてください。

５．申請（届出）された事業計画の詳細な情報が表示されますので、内容をご確認いただいた上で、ページの一番下の承諾コード入力欄に、下記承諾コードを入力していただき、「承諾」か「拒否」を選択してください。（承諾を拒否された場合は＊＊＊＊様より申請された事業計画については無効とさせていただきますのでご了承ください。）

承諾コード：＊＊＊＊

６．登録完了画面が表示されれば、承諾の手続きは完了となります。

以上

2-11.廃止届出手続/事業者による承諾

太陽光（特例太陽光）50kW未満かつ、
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスが登録されている場合

事業者の方に手続していただく手順となります

申請内容参照画面にて確認し「承諾」をします

廃止届出内容参照

認定情報

設備ID	SA03547D23
認定申請の認定日	2017年07月27日

申請情報

申請状態	設置者承諾待ち
申請日	2017年08月30日

承諾コード

承諾コード	

承　諾　　拒　否

[承諾コード](半角英数字)を入力します
※申請確認のお知らせメールの本文に記載してあります

「承諾」ボタンをクリックします

※[拒否]ボタンをクリックすると、再度、登録者に申請していただくことになります

2-11.廃止届出手続/事業者による承諾

事業者の方に手続きして頂く手順となります

確認画面が表示され、廃止届出の登録が完了となります

太陽光（特例太陽光）50kW未満かつ、
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスが登録されている場合

廃止届出

様が登録した設備認定申請を承諾しました。
廃止届出の手続きを開始します。
廃止届出の状況は設備認定申請一覧より確認できます。

一覧へ戻る

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

2-12.廃止届出手続/仮登録

仮登録完了画面が表示され、廃止届出の仮登録が完了となります

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

設備区分選択 ＞ 情報入力 ＞ 内

認定申請は仮登録されました。
以下の手続きを行い認定申請を確定させてください。

①画面下部の『申請書の印刷はこちら』をクリックします。
②『申請内容参照』の最下部にある『申請書印刷』ボタンを押下し、申請書を印刷します。
③申請内容を修正する場合は、『編集』ボタンを押下し、編集してください。
　編集後は、再び項番①の手順に戻り進めてください。
④申請内容に問題なければ、『申請情報確定』ボタンを押して、申請情報を確定します。
⑤申請書・返信用封筒を経済産業局に郵送してください。

※申請書及び委任状に記載される住所以外に返信用封筒による郵送を希望する場合は、連絡票を添付することが必要です。添付漏れがないか再確認をお願いします。
※ただし、返信用封筒に記載できる郵送先は、申請者及び申請
ど）に限ります。
※郵送方法については、該当する申請種別をクリックして遷移
・新規申請の場合
・新規申請以外の場合

申請ID：XXXXXXXX

申請書の印刷はこちら

「申請書の印刷はこちら」をクリックします

廃止届出内容参照画面へ進みます
※この時点では仮登録状態であるため、申請がなされておりません

2-13.廃止届出手続/申請書印刷

申請書を印刷します

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

下記の手順で、申請情報確定を行ってください。
①申請書印刷ボタンを押して、申請書を印刷してください。
（申請情報確定を行うまでは、何度でも編集、印刷が可能です。）
②申請書の内容を確認後、『申請情報確定』ボタンを押して、申請情報を確定します。
（申請情報確定を行うと、編集が出来なくなります。）
③申請書・返信用封筒を経済産業局に郵送してください。

※申請書及び委任状に記載される住所以外に返信用封筒による郵送を希望する場合は、連絡票を添付することが必要です。添付漏れがないか再確認をお願いします。
※ただし、返信用封筒に記載できる郵送先は、申請者及び申請代行事業者と同一法人の宛先（支店・営業所など）に限ります。
※郵送方法については、該当する申請種別をクリックして遷移するリンク先のページを確認してください。
- **新規申請の場合**
- **新規申請以外の場合**

※申請情報確定までの手順が記載されているので、手順に従い必ず申請情報確定まで行ってください

申請書印刷　　申請情報確定　　編　集

「申請書印刷」ボタンをクリックします
注意メッセージが表示されます

2-13.廃止届出手続/申請書印刷

申請書を印刷した後の注意文が表示されます

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

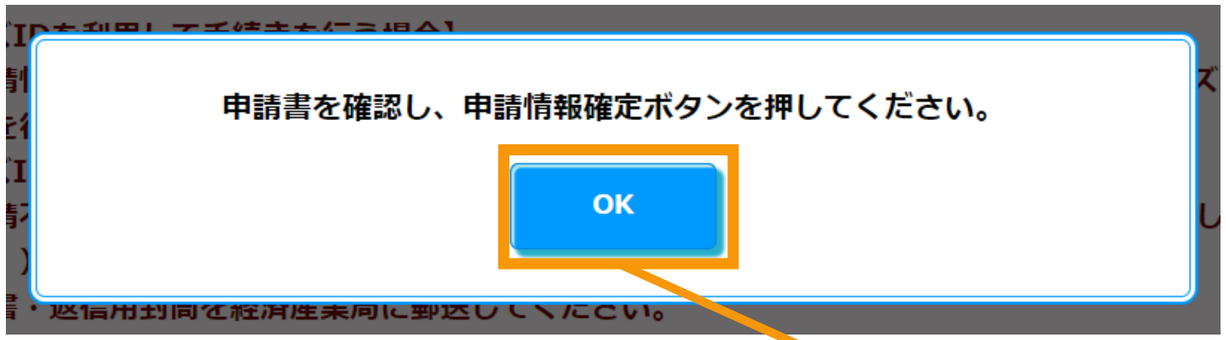

「ＯＫ」ボタンをクリックします

認定申請書のダウンロードが別ウインドウで始まります
※詳細は次ページ参照

2-13.廃止届出手続/申請書印刷

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

申請書印刷の確認をします

申請書のダウンロード処理が実行されるので、ファイルを保存し、開いて内容を確認してください

※ブラウザによっては、自動で保存されます

※ポップアップがブロックされた場合

「ポップアップがブロックされました」と表示された場合、**マニュアルP.44**を確認し、ポップアップ ブロック機能の解除を行ってください

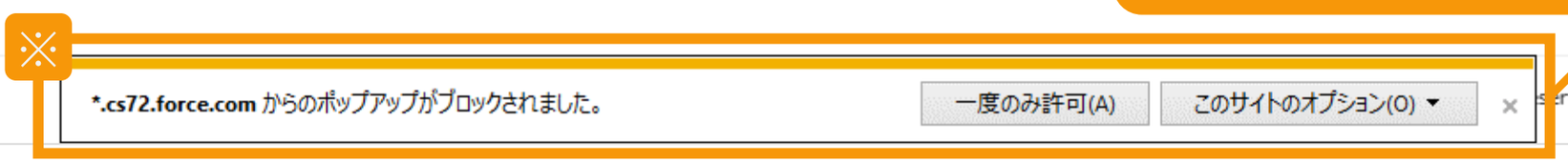

2-13.廃止届出手続/申請書印刷

【申請書の保存・印刷時の注意点】
申請書の印刷には、「ポップアップ ウィンドウ」を利用しています。
ご利用のブラウザの設定によっては、「ポップアップ ブロック機能」により、申請書が印刷できない場合があります。
「ポップアップ ブロック機能」の解除方法をいくつかご案内いたしますので、お手数ですが設定をお願いいたします。

<Chromeの場合>
①ポップアップブロックが設定されている状態で申請書の印刷を行うと、画面右上に「ポップアップがブロックされました」と表示されます。
②この表示部分をクリックすると詳細画面が表示されますので、表示されたURLをクリックいただくか、「サイト上のポップアップを常に許可する」を選択いただく必要があります。

※利用されているブラウザがマイクロソフト社のEdgeの場合、レイアウトが崩れるなどの理由により、画面上の表示または印刷が正しく行われないことがありますので、一度ダウンロードを行った上で、Adobe社のReaderソフト(Adobe Acrobat ReaderDCソフトウェア：無料）を使用して表示を行い、印刷をしてください。

2-14.廃止届出手続/申請情報確定

申請書の内容を確認し、
内容に問題がなければ、申請情報確定を行います

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

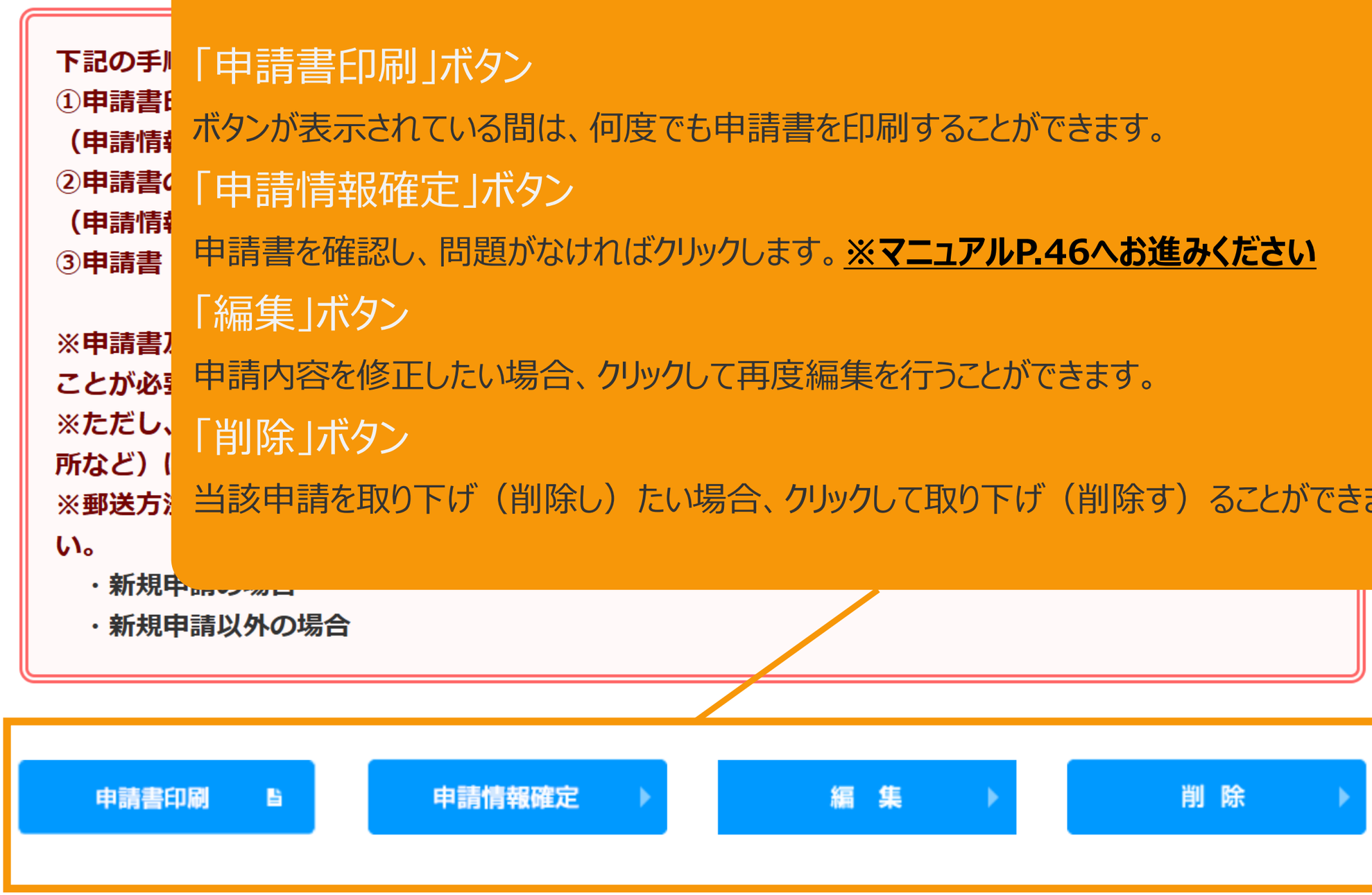

「申請書印刷」ボタン

ボタンが表示されている間は、何度でも申請書を印刷することができます。

「申請情報確定」ボタン

申請書を確認し、問題がなければクリックします。**<u>※マニュアルP.46へお進みください</u>**

「編集」ボタン

申請内容を修正したい場合、クリックして再度編集を行うことができます。

「削除」ボタン

当該申請を取り下げ（削除し）たい場合、クリックして取り下げ（削除す）ることができます。

2-14.廃止届出手続/申請情報確定

申請書の内容を確認し、内容に問題がなければ、申請情報確定を行います

太陽光50kW未満
以外の場合

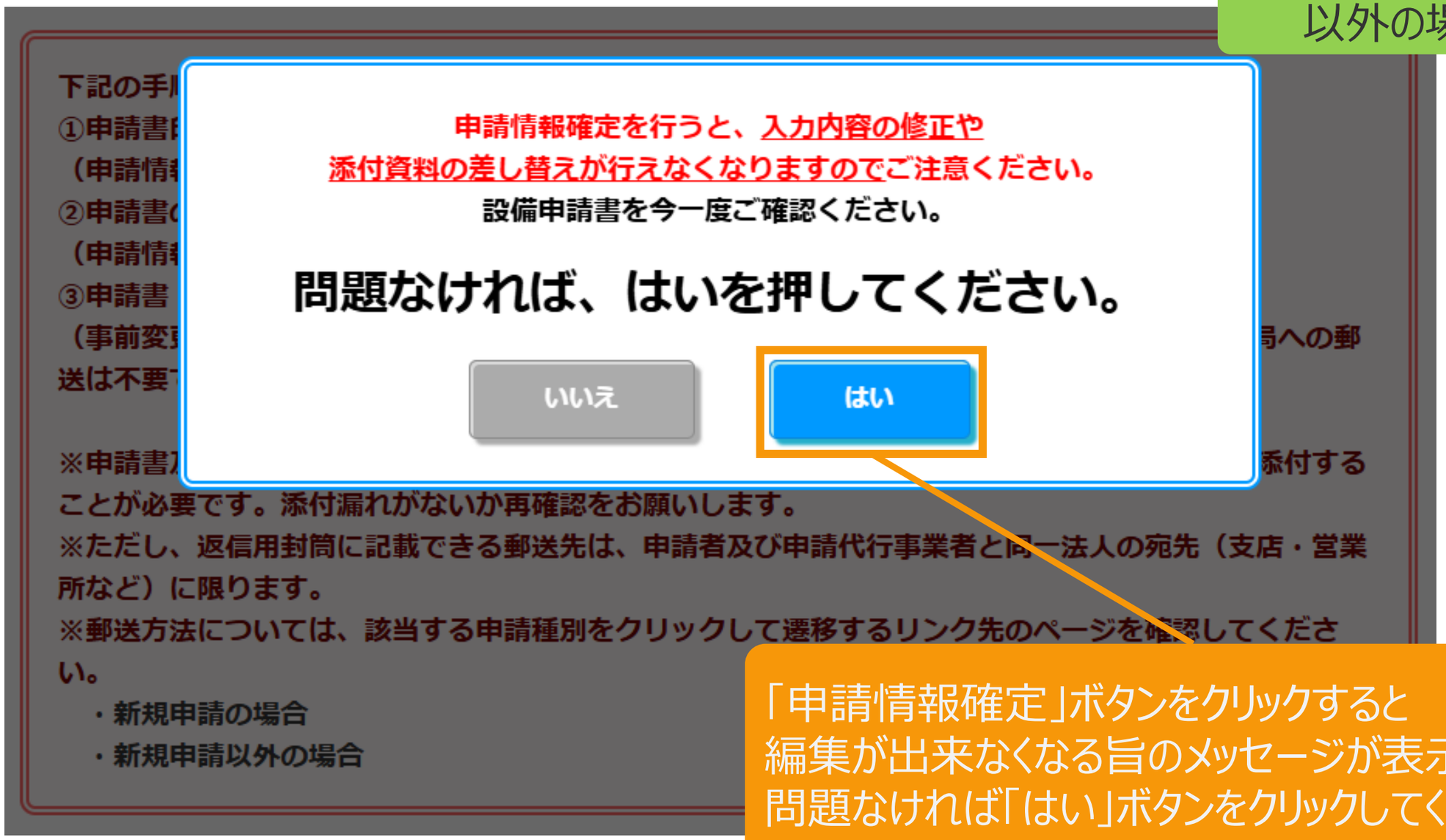

「申請情報確定」ボタンをクリックすると
編集が出来なくなる旨のメッセージが表示されます
問題なければ「はい」ボタンをクリックしてください

2-15.廃止届出手続/登録完了

申請状態はGビズID利用の有無の選択によって以下の通り自動更新されます。

[GビズIDを利用します]を選択した場合：「申請書出力済（認証済） 」

[GビズIDを利用しません]を選択した場合：「申請書出力済」

太陽光50kW未満以外の場合

再生可能エネルギー電子申請

› ログアウト

マイページ | 認定設備 | 認定申請 | 定期報告 | ユーザ情報 | システムに関する問い合わせ

廃止届出内容参照

認定情報

設備ID	
認定申請の認定日	2021年12月07日

申請情報

申請状態	申請書出力済
初回申請日（承諾日）	2022年03月02日
不認定理由	

2-16.廃止届出手続/申請情報確定取り下げ

申請情報確定の取り下げを行います

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

保守点検及び維持管理費用総額（円）（税抜き）	150,000
廃棄等費用	廃棄等費用の総額（円）（税抜き）：20,000 廃棄等費用の算定方法：150000-130000 積立開始時期：201601 積立終了時期：202405 毎月積立金額（円）（税抜き）：25,000

申請の取り下げを行う場合は
「申請情報確定取り下げ」ボタンをクリックします

再印刷

申請情報確定取り下げ

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

2-16.廃止届出手続/申請情報確定取り下げ

申請情報確定の取り下げを行います

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

申請情報確定取り下げ

申請情報確定取り下げを行います。
よろしければ「申請情報確定取り下げ」を押下してください。
※申請情報の編集を行うものではございませんのでご注意ください。
※申請情報確定取り下げを行った場合、仮登録情報と本登録情報が取り下げられます。
取り下げ後は、仮登録情報及び本登録情報は消滅し、復活させることができません。
改めてご確認の上、本当によろしければ「取り下げ」ボタンを押下してください。

戻る　　申請情報確定取り下げ

利用規約 | プライバシーポリシー　　資源エネルギー庁　Copyrig

申請情報の確定を取り下げて、
申請情報確定取り下げ完了画面へ進みます

申請情報確定取り下げ

申請情報確定取り下げが完了しました。

戻る

改訂履歴

版	改訂履歴	改訂内容	備考
1.0	2018/04/02	新規作成	
2.0	2018/08/10	P.1~2, 12　画面差し替え	
3.0	2018/08/31	P.14　ページ追加 P.15,16　画面差し替え	
4.0	2018/12/13	P.1　文言修正	
5.0	2019/04/01	2019年省令改正による大幅修正	
6.0	2019/05/07	P.3,4,5,24　画面差し替え	
7.0	2019/06/18	P.18　画面差し替え	
8.0	2019/07/22	P.1,9,12　画面差し替え、ボタンの文言修正、内線番号項目追加	
9.0	2020/04/01	P.16　画面差し替え	
10.0	2020/05/25	P.19　ページ追加	
11.0	2021/04/01	画面の最新化、太陽光50kW未満以外のパターン追加	
12.0	2021/09/15	完全電子化対応 P.29,34～39　画面差し替え、文言修正、ページ追加	
13.0	2022/04/01	全体構成の修正	
14.0	2022/06/14	P.1,2,37　対応ブラウザ変更	
15.0	2022/07/08	P.33,34,35,38,39,41　画面差し替え	
16.0	2022/11/28	P.21 画面差し替え	
17.0	2023/01/06	P.14,15 画面差し替え	
18.0	2023/04/01	P.17　画面差し替え	
19.0	2023/09/20	P.23～27　説明文追加、画面差し替え	
20.0	2024/04/01	P.18　ページ追加	

改訂履歴

版	改訂履歴	改訂内容	備考
21.0	2024/10/01	P.24,27,28　説明文修正、画面差し替え	
22.0	2024/12/10	P.47　画面差し替え	
23.0	2025/01/07	P.25　説明文修正	
24.0	2025/02/07	P.3,4,5　画面差し替え	
25.0	2025/04/01	全体構成の修正	
26.0	2025/12/15	全体構成の修正	
27.0	2026/06/12	ページ表記の統一	
28.0	2026/07/09	P.34,46,49　説明文追加、画面差し替え	
29.0	2026/07/24	P.17　説明文追加	